

この書面をよくお読みください

契約締結前交付書面
〈SmartLogicFX セミナー〉

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお客様にお渡しする書面です。
契約当たっては本書面を十分読み、よく理解した上でご検討ください。)

商号 エフピーネット株式会社
住所 〒160-0022
東京都新宿区新宿2丁目5番16号霞ビル4F
Tel 03-5269-3061

金融商品取引業者 当社は、投資助言業を行う金融商品取引業者であり、
登録番号は次のとおりです。

登録番号：関東財務局長(金商) 第1898号

■投資顧問契約の概要

○投資顧問契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。

○当社の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、すべてお客様に帰属します。当社の助言は、お客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。

■費用の概要

○投資顧問契約による報酬

投資顧問契約により、有価証券・通貨等の価値の分析又はこれらの価値の分析に基づく投資判断に関し、お客さまから下記の報酬をいただきます。

区分	報酬額
SmartLogicFX セミナー	講習代金 23,000円(税込)

■開催日

2018年6月3日

■セミナー概要

外国為替証拠金取引に関する実践的な投資助言を解説します。

■本契約に係るリスク及び留意点

投資顧問契約により助言する有価証券及び為替等についてのリスクは次のとおりです。

【外国為替証拠金取引（FX）の取引にかかるリスク】

①外国為替証拠金取引（FX）は、取引通貨の価格変動や、スワップポイントの支払いにより、損失が生じるおそれがあります。

また、外国為替証拠金取引（FX）は少額の証拠金で、その差し入れた証拠金を上回る金額の取引を行うことができるため、大きな損失が発生する可能性があります。また、その損失額は差し入れた証拠金を上回るおそれがあります。

②相場状況の急変により、買付価格と売付価格のスプレッド幅が広がったり、レートの提示が困難になる場合があり、お客さまの意図した取引ができない可能性があります。

■クーリング・オフ

この投資顧問契約は、金融商品取引法第37条の6に規定する書面による解除（クーリング・オフ制度）の対象になります。具体的な取扱いは次のとおりです。

(1)クーリング・オフ期間内の契約の解除

①お客様は、契約締結時の書面を受領した日（当該契約締結時の書面の受領に代えて、電磁的方法により当該契約締結時の書面に記載すべき事項が提供された場合にあっては、当該契約締結時の書面に記載すべき事項がお客様の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録された日）から起算して10日を経過するまでの間、書面による意思表示で投資顧問契約を解除することができます。

②契約の解除日は、お客様がその書面を発した日となります。

③契約の解除に伴う報酬の精算は、次のとおりとなります。

報酬は不要とし、契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。

また、報酬のお支払い方法として銀行引き落とし（口座振替）を選択された

場合は、弊社にかかる振込手数料の他、封筒代や通信費等の実費を控除した残額を返金いたします。

(2) クーリング・オフ期間経過後の契約の終了

クーリング・オフ期間経過後は、当社WEBサイト上の会員ページ内での解除の意思表示により契約を解除することができます。

この場合、お客様には以下のキャンセル料をご負担いただきます。

なお、当社営業時間外の連絡は【翌日扱い】とカウントいたしますので、弊社の休業日にはご注意ください)

- ・セミナー開催日 当日 100% (返金なし)
- ・セミナー開催日前日 50%のキャンセル料
- ・セミナー開催日 2日前～7日前 30%のキャンセル料

■ (1) 契約の解除要件

セミナー開催日前日までに、やむ負えない事情等により、メールや電話などの手段をもって参加取り消しの申し出があった場合に限り、キャンセルを承ります。

(2) 延期・中止にともなう解除

募集人数の集客や、社会情勢により、やむなく当該セミナーの実施が延期、または中止をする場合には、通告のうえ契約を解除いたします。その際の講習代金は全額返金いたします。

(3) 注意事項

本契約は双務契約であり、双方に解除権があります。

次の場合には、弊社が本契約を解除することがあります。その場合、併せて、弊社の提供する他のサービスの購入等を制限し又は他の契約を解除することがあります。

- ① 威圧的な言動、思い込みに基づいた言動を行うなど健全なコミュニケーションができず、公序良俗に反し、他の利用者又は第三者の権利を侵害する行為を行う方
- ② 権利、人権又はそれに類する恣意的な表現などにより、他の利用者又は第三者を誹謗、中傷し又は名誉、信用を毀損する行為を行う方
- ③ メールでのコミュニケーションができない方
- ④ 本契約書の申し込みページや契約書をよく読まないで契約を締結した方
- ⑤ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力に属する、または関与すると認められた方
- ⑥ その他、本契約を継続するに相応しくないと弊社が判断する方

1. 投資顧問会社の概要

商号等：エフピーネット株式会社

金融商品取引業者：関東財務局長（金商）第1898号

所在地：〒160-0022 東京都新宿区新宿2丁目5番16号霞ビル4F

役員：代表取締役 松島 修

取締役 松島 明子

取締役 松島 伶奈

取締役 大村 杏奈

資本金：300万円

主要株主：松島 修 松島 明子

主な事業：金融商品取引業（投資助言業）

設立年月：平成6年12月

分析者・投資判断者：竹内 則洋

助言者：竹内 則洋

連絡先：TEL03（5269）3061

E-mail fx@xfine.info

2. 金融商品取引契約の概要

エフピーネット株式会社がお客様に対して、有価証券の価値等または金融商品の価値等の分析に基づく投資判断について助言をし、その助言業務に対してお客様に投資顧問報酬をお支払いいただくことを内容とする投資顧問契約です。

(1) 契約期間

契約日からセミナー終了の日まで

(2) 助言の内容及び方法

- ・外国為替証拠金取引に関する実践的な投資助言を、リアルタイム相場で解説します

(3) 報酬のお支払時期

クレジットカード一括払い（前払い）のみの対応となります。

3. 顧客の債権の優先弁済権

当社と投資顧問契約を締結した者は、本契約により生じた債権に関し、当社が差し入れている営業保証金から他の債権者に優先して弁済を受けることができます。

（お客様は自己責任で取引をされるのであり、取引で発生した損失は、ここで言う債権には該当しません。）

4. 租税の概要

お客さまが有価証券等を売買される際には、売買された有価証券等の税制が適用され、たとえば、外国為替売買益及び株式売買益に対する課税、有価証券等から得る配当、利子等への

課税が発生します。

5. 投資顧問契約の終了の事由

投資顧問契約は、次の事由により終了します。

- (1) 本契約セミナーの実施
- (2) 契約解除の申し出受領
- (3) 当社が投資助言・代理業を廃業したとき。

6. 禁止事項

投資助言・代理業者は、次のことが法律で禁止されています。

- (1) 顧客を相手方として、または顧客のために以下の行為を行うこと。
 - 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
 - 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
 - 次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
 - ・取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引
 - ・外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引
 - 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理
- (2) 当社及び当社と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭、有価証券の預託を受け、又は当社及び当社と密接な関係にある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること。
- (3) 顧客への金銭、有価証券の貸付け、又は顧客への第三者による金銭、有価証券の貸付の媒介、取次ぎ、代理を行うこと。

7. 当社が加入している金融商品取引業協会

当社は、一般社団法人日本投資顧問業協会の会員であり、会員名簿を協会事務局で自由にご覧になれます。また、関東財務局で当社の登録簿を自由にご覧になれます。

8. 苦情処理及び紛争解決の体制

金融商品取引法第37条の7第1項第3号ロに規定される当社の苦情処理処置措置及び紛争解決措置は次の通りです。

(1) 苦情処理措置

当社は、特定投資助言・代理業務に関するお客様からの苦情やご要望に対して自社で業務営業体制・社内規則を整備し以下のように対応します。

〈苦情等の受付窓口〉

〒160-0022 東京都新宿区新宿 2-5-16 霞ビル 4F

エフピーネット株式会社 事務局

Phone 03-5269-3061 Fax 03-5269-3062 E-mail fx@xfine.info

○お客様への対応

- お客様から当社又は当社の従業員等に対する苦情等は、事務局で受け付けます。
- お客様からの苦情等を受け付けた事務局担当者は、お客様のお名前・連絡先を確認し、苦情等の内容を記録します。
- 事務局担当者は、お客様の苦情等に誠実かつ真摯に対応し、お客様から事情を十分にヒアリングしつつ、可能な限りお客様の理解と納得を得て解決を図るよう努めます。
- 苦情等の内容によっては、即座に代表取締役へ報告し、代表取締役の指示の下に処理に当たります。また、必要に応じ弁護士等外部の専門家と連携を図り対応します。
- 苦情等の解決までに時間がかかる場合には、お客様に対し、適宜進捗状況等を報告します。
- 当社が苦情の対応を行ってもなお苦情が解決し得ないと判断して苦情の対応を終了する場合、またはお客様のご要望がある場合には、紛争解決のための外部機関をご紹介します、手続きの概要をご案内します。

○法令遵守

- 苦情等の処理にあたり、お客様の個人情報、個人情報保護法、同法ガイドライン、実務指針の規定に基づき、適切に取り扱います。
- 苦情等の処理にあたっては、損失補てんの禁止規定をはじめ、法令及び諸規則に従って適切に対応いたします。
- 反社会勢力による苦情等を装った圧力に対しては、警察等関係機関と連携して断固たる対応を行います。

○事後対応

- 苦情等への対応・処理の結果は、苦情等の内容と併せて記録・保存するとともに、代表取締役へ報告します。
- 代表取締役は、苦情等の原因を分析し、苦情等の再発防止・未然防止のため、業務改善・再発防止策等の必要な措置を講じます。
- 苦情対応・処理が適切に実施されているかどうかについては、社内監査によって定期的に点検します。

当社は上記により、苦情の解決を図るほかに、次の団体を通じて苦情の解決を図ることとしております。この団体は、当社が加入しております一般社団法人日本投資顧問業協会から苦情の解決についての業務を受託しており、お客様からの苦情を受け付けております。この団体をご利用になる場合には、次の連絡先までお申出ください。

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター

電 話 0120-64-5005（フリーダイヤル）

（月～金/9：00～17：00 祝日等を除く）

同センターが行う苦情解決の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会ください。

①お客様からの苦情の申立

- ②会員業者への苦情の取次ぎ
- ③お客様と会員業者との話し合いと解決

(2)紛争解決措置

当社は、上記の特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターが行うあっせんを通じて紛争の解決を図ることとしています。同センターは、当社が加入しております一般社団法人日本投資顧問業協会からあっせんについての業務を受託しており、あっせん委員によりあっせん手続きが行われます。当社との紛争の解決のため、同センターをご利用になる場合は、上記の連絡先にお申出ください。

同センターが行うあっせん手続きの標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会ください。

- ①お客様からのあっせん申立書の提出
- ②あっせん申立書受理とあっせん委員の選任
- ③お客様からのあっせん申立金の納入
- ④あっせん委員によるお客様、会員業者への事情聴取
- ⑤あっせん案の提示、受託

以上